

2017年2月

これまでコージェネレーションのうち、PEFC(固体高分子形燃料電池)及びSOFC(固体酸化物形燃料電池)については、2016年4月公開の「エネルギー消費性能計算プログラム(住宅版)Ver. 2.0」より品番で入力することとしている(図1)。ここで登録された機種は第三者試験機関等において試験がなされ、(一社)住宅性能評価・表示協会に品番と試験結果を登録する仕組みとなっている(図2)。

試験は1機種につき1試験を行うことが原則ではあるが、下記にあてはまる場合は、ある機種の試験結果(代表機という)を他機種に(試験することなしに)適用しても良いこととなっている。

- ・効率値や性能に影響を及ぼす部分の仕様が代表機と異なるもの(性能に関わる製品仕様が同一で流通経路により品番のみ異なる(OEM品等)場合、あるいは設置形態による外装部分の仕様のみが異なる場合など。)
- ・代表機よりも明らかに性能が同一または良いことが自明であるもの(補助熱源機のみ品番が異なるが効率(定格給湯効率又はモード熱効率等)が同じまたは良い場合など。)

その結果、登録された機種は621機種となっているが一方で代表機種は7機種に留まっている(表1、2017年1月現在)。

本来であれば、省エネ計画の届出、性能向上計画認定等の認定申請、住宅性能評価申請、補助事業(省エネ基準への適合等を要件とするもの)の申請等においては、当初に提出した書類に記載された品番から設備等の変更があった場合は、再計算をして変更に係る手続きを行う必要があるが、前述のように機種の性能が低下しないことが明らかな場合には、その手続きを行うことなく機種の変更が可能のように、以下の運用を行うこととする。

- ・「エネルギー消費性能計算プログラム(住宅版)」のコージェネレーション機器の選択画面及び出力結果(PDF)に「成績証明書番号または自己適合宣言書番号」を追記するように変更した(図3・図4)。
- ・届出・申請後に機種変更した場合においても、「成績証明書番号または自己適合宣言書番号」が同じである場合は再計算の必要はないとみなすことができる(図5)。
- ・この場合、届出・申請に添付する図面等に「成績証明書番号または自己適合宣言書番号」を記載する等、審査機関が容易に「成績証明書番号または自己適合宣言書番号」を確認できるようにすること。

以上



図 1 計算プログラムにおける品番選択



図 2 住宅性能評価・表示協会における品番登録確認画面

表 1 代表試験機の数と登録機の数

	発電ユニット メーカー	貯湯ユニット メーカー	燃料 種	燃料電池 種類	機種 数
グループ1	東芝燃料電池 システム	ノーリツ	都市ガス	PEFC	7
グループ2		長府			10
グループ3		ノーリツ・長府	LPG		9
グループ4	パナソニック	ノーリツ	都市ガス		16
グループ5		ガスター			211
グループ6	アイシン精機	ノーリツ	LPG	SOFC	323
グループ7					45
合計					621



図 3 品番選択画面における「成績証明書番号または自己適合宣言書番号」の追加

建築物エネルギー消費性能基準 [H28年4月以降]
一次エネルギー消費量計算結果(住宅)

(5) 発電仕様

設備項目	設備の仕様
太陽光発電 設置	パネル設置 太陽光発電を採用しない その他1 ***** その他2 ***** その他3 ***** その他4 ***** パワコン *****
Jコージェネレーションシステム	東芝燃料電池システム株式会社 TM1-AG-LB FCG-204-D - 成績証明書番号または自己適合宣言書番号:15-010-040-019

図 4 「成績証明書番号または自己適合宣言書番号」の追加した出力結果 (PDF)

